

## 入札監理小委員会における審議結果報告

### 日本年金機構「国民年金保険料収納事業」

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の概要

日本年金機構が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、保険料を納付期限内に納付しない者（滞納者）に対する電話や文書、戸別訪問等による納付督促業務及び実施状況報告業務。

##### (2) 選定の経緯

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「公共サービス改革法」という。）」の規定に基づき、平成 29 年度開始事業（契約期間：平成 29 年 10 月～令和 2 年 9 月）及び平成 30 年度開始事業（契約期間：平成 30 年 10 月～令和 2 年 9 月）を実施しているところである。

#### 2. 事業の評価を踏まえた対応について

##### (1) 総務省の評価及び官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）での指摘

確保されるべき公共サービスの質として設定されたサービスの質である「達成目標」が一部未達成（※）となっていたことから、公共サービス改革法の趣旨に照らし、引き続き検討すること。

##### (※) 達成目標の達成状況

目標納付率の達成状況

	現年度	過年度 1 年目	過年度 2 年目
平成 29 年度 開始事業	達成 (10 地区中 8 地区)	未達成 (10 地区中 2 地区)	未達成 (10 地区中 2 地区)
平成 30 年度 開始事業	未達成 (13 地区中 7 地区)	達成 (13 地区中 9 地区)	未達成 (13 地区中 0 地区)

※各欄上部は全体としての達成可否、下部は達成地区数

##### (2) 具体的な修正内容

##### ○督促手法の改善（資料 4—2 p6/248）

- ・これまで実施してきた事業の成果から効率的な手法と判明した、「未納月数ごとの督促頻度の細分化」や「長期未納者への戸別訪問を中心とした督促」を実施要項に明記する。

○事業の効率化（資料4—2 p10/248、p16/248）

- ・対象地区（入札単位）の見直し（組み替え）
- ・地理的な要因を勘案して督促員を配置できるように、配置基準を修正する。

○目標の設定（資料4—2 p10/248）

- ・達成目標に加算される対象を、「受託事業者が督促し、接触できた者の納付月数」に限定することで、受託事業者の成果を正確に目標に反映させる。
- ・口座振替等の申込書の獲得件数について、目標達成の動機付けを図る目的で、これまでの獲得件数あたりの成功報酬から、目標獲得件数の達成率に応じた委託費の増減額措置に変更する。

○委託費増減額措置の見直し（資料4—2 p12/248）

- ・達成目標の達成度合いに応じて設定していた委託費の増減額措置については、減額の場合の限度額の大きさが参入障壁となることなどを考慮し、下限値を修正するなどする。

○事故・事務処理誤り等への対応（資料4—2 p13/248等）

- ・督促文書の印刷誤りや督促時の説明誤りなどを発生させた場合のペナルティを設定する。
- ・情報ネットワークの設定や情報端末の取り扱い規定を精緻化させる。

**3. 実施要項（案）の審議結果について**

前回の民間競争入札実施業務（平成29年度開始事業及び平成30年度開始事業）に対する総務省の評価及び委員会での指摘を踏まえ、必要な検討がなされているかについて小委員会で審議された。

小委員会では、委託費増減額措置や事故・事務処理誤り等への対応などの実施要項の修正内容について、事業者に対する参入障壁とならないよう、説明会等の機会を通じてよく周知するよう指摘があった。

**4. 意見募集（パブリックコメント）の結果を踏まえた対応について**

2月21日から3月19日まで情報提供依頼を行ったところ、3者から23件の意見が寄せられ、必要な修正を行った。

以上